

1997年12月10日 No.34

全国一般労働組合全国協議会

編集発行人 遠藤一郎

東京都港区新橋3-21-7 松本ビル

TEL 03-3434-1236

FAX 03-3433-0334

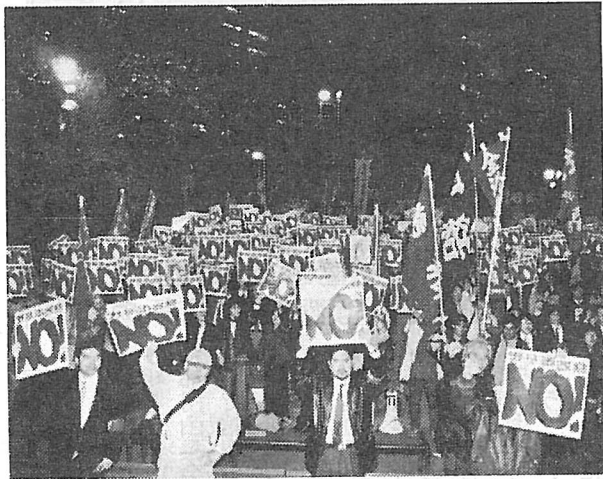
# 全国一般全国協

**異議あり 労働基準法改悪!**

**11・27全国集会**

**日比谷野音 (東京) に三千名**

裁量労働制の拡大、有期雇用の期間上限延長など労働基準法の改悪が中央労働基準審議会で審議される中、「異議あり労働基準法改悪! 全国集会」が十一月二七日開催された。会場の東京・日比谷野音音楽堂は中小民間労働者を中心に三千人が「労基法改悪NO!」の声を挙げ、全国協からも三百人の組合員が参加、集会後、労働省や国会を包囲するデモ行進をした。無制限の残業や使用者に労働者解雇を容易にさせる法改悪を許してはならないとの思いから、史上初めて、連合、全労連、全労協の労働三団体が席を並べて発言する集会となった。また、日本労働弁護団、全労働省労働組合は労働者保護の法律を守ろうと呼びかけ、パ



▲ 11/27労働法改悪反対集会

ト、派遣労働者、女性労働者、有期雇用外国人労働者らが現場の問題を訴えた。この集会の成功をスタートとして、労基法改悪を阻止するまで闘おう!

## 全国争議

# 森住丸善争議に勝利したぞ!

昨年五月末以来、企業閉鎖・全員解雇攻撃に対して闘い、去る十一月五日徳島地労委において解雇を撤回させ、書店再開に向けた勝利和解を勝ち取りました。この闘いでは、親会社丸善の商法改正を悪用した企業閉鎖・全員解雇攻撃に対し、法的に勝ち抜くのは難しい状況でした。しかし、争議勃発後すぐさま私達は、全国協本部の指導のもと丸善本社への団体交渉を開始し経営責任を追求し、また丸善社長宅抗議を行ってきました。そして、六月徳島でのジョース・森住丸善共同闘争を皮切りに、各地の闘いとの共有化を計りながら、

福岡から仙台までの丸善支店攻めを進めてきました。同時に、徳島でも地労委での闘いを有利に進め、丸善の森住丸善への全面関与、不当労働行為を明らかにしてきました。一年半に及ぶ闘いは、全国協の沢山の仲間の支援のもと、丸善を追い詰め勝利したと確信しております。各地での闘いに駆けつけて下さった方々、沖縄から仙台まで物販・カンパのご支援・ご協力賜った方々へ心より感謝いたします。今後、組合員による書店再開という厳しい状況が待ち受けていますが、皆様方のご支援に恥じぬよう頑張っってゆく決意です。



▲ 森住丸争議勝利

# 大阪発 関西で規制緩和反対の集会在続いている

十月十五日には、京都で規制緩和反対の学習集會に各労組代表七十名が集まった。このような小集會の積み上げの上に「全国の響け、起ちあがれ！規制緩和反対！一〇・三〇関西集會」が大阪・扇町公園で開催された。

この集會は「六・二〇労働法の規制緩和に反対する三千人集會」の第2弾として、全港湾や全日建運輸連

帯労組などの労組を中心にした実行委員会と大阪労働者弁護団の共催で開催された。

主催の実行委員長である、全日建運輸連帯労組近畿地本の吉田委員長、及び共催団体の大阪労働者弁護団の浦弁護士のおいさつでは、「経営者団体、政府は規制緩和で労働法の改悪を強引に押し進めようとしている。労働者、国民の生活や雇用はますます脅かされている。この規制緩和に反対する声を全国からあげていこう！」と力強く訴えられた。集會では、五団体・組織

からアピールが行われ、リパールの港湾労働者や韓国の民主労総からの連帯メッセージが寄せられた。新聞労連、京都医薬品、小売り商業組合、タクシー労働者法曹界、全港湾から、各分野での規制緩和攻撃の実態が暴露され、闘いの決意が述べられた。集会后、梅田までのデモ行進が行われた。

「寄稿」規制緩和との闘い  
人員削減に対するストライキ貫徹  
全石油スタンダードモーターヒル本社支部  
石油業界の規制緩和は、九十二年の原油処理枠の廃止に伴う精製・販売の自由化から始まった。以降、各企業の合併、ガソリンスタンドの長時間営業の増大とセルフ方式の検討、配送部門のタンクローリーの大型化、更にコスト削減の為に油槽所や流通部門の共同化が勧められている。九十七年四月に特石法が廃止されたからは、市場の乱売合戦による価格の低迷、農協・

## 京都発 11/2米軍事演習反対 あいば野現地闘争の報告

自立労連京都地協は、年二回大衆的な政治闘争に取り組み、十・二一京都円山集會にも百名で結集しました。集會は総数で三百名弱、あいば野現地闘争への呼びかけもなされ、市役所までのデモが行われました。「軍事演習やめさせよう」という宣伝カーの声に耳を傾けたり、デモにも道行く人が拍手して声援してくれました。続く十一・二あいば野現地闘争は、午後二時より滋賀県今津町の公園で行われ、近畿各地から多くの労組・団体が参加しました。各地の団体からは、合同軍事演習反対運動の状況や決意表明がなされました。特に、九州大分県の湯布院から参加された人は、町と自衛隊の共存関係の中での反対運動を報告し、沖縄の反戦地主・安次富さんは反

大手スーパー等の新規参入が続いている。この現状を生き残るために石油業界は、人減らしの為に早期退職制度の導入を始め業務の効率化や組織の見直し等あらゆるストラテジーを行っている。その最たるものがモーターの早期退職制度の導入と、新組織に「必要な要員」枠を明示した「新組織」発足への移行を同時に進めた事である。この新組織は十八年末を目指す組織ではあ

基地闘争と名護の住民投票。一時間に及んだデモは最終的に五百名を超える大きな規模になり「戦争訓練反対」の声を響きわたらせました。



▲ 11/2 あいば野現地闘争

## 東京発 十／十七・十一／二十一 反戦平和闘争の報告

十月十七日、議員や反基地住民団体、全労協系労組で構成される沖縄全国連絡会の「ゆるすな戦争協力とめよう有事立法集會」が二五〇名で開催された。沖縄からは名護市で海上ヘリポート建設に反対する闘争報告が行われ、また日本の侵略戦争参加、徴兵制に繋がりかねない新ガイドラインの自身が暴露された。十一月二十一日には、日比谷野音で二千三百名を集結した「戦争協力はゆるさないっどい」が開催された。党派を超えた議員が発起人となり、全港湾、出版労連、国労、清掃、都職労、医労連、中小民間労組などが集まり、



多くの市民団体も参加した。発言では、全港灣が二十四時間ストで参加した報告を行い、医労連は「戦争になれば医薬品も医療労働者も戦場に送られ、かつ本土の病院は負傷者で一杯になる」事を批判した。反戦FAX通信の報告や、滋賀あいは野日米合同軍事演習反対現地闘争も報告された。沖縄からは反戦地主会照屋会長が、名護海上ヘリポート建設反対闘争を訴えた。集会後、デモは雨が上がった銀座から東京へと行われ、また、当日沖縄では、政府主催の復帰記念式典に反対する闘争も行われた。



▲ 10/20東京外語支援共闘結成



### 東京外語専門学校解雇撤回 闘争支援共闘会議を結成する

東京外語専門学校は、東京西新宿にある大手語学系専門学校。八十七年の組合結成以来紛争が絶えなかった。九十五年十一月の第一次争議の解決からわずか四ヵ月後の九十六年三月、組合三役以下八名が解雇され、第2次解雇争議が勃発、更に今年三月には休職者を除く残る組合員八名全員が解雇された。このような東京外語経営の組合否認、組合員一掃の攻撃に対して、当該十六名(KAIKO十六と呼んでいる)は、全国一

般や地域の組合の支援を受けながら闘いを継続している。この争議は、専門学校の中でも他に例を見ない大きな争議であり、この一年八ヵ月に及ぶ闘いの中で、闘いの輪は大きく広がってきた。そして、業界経営の中さえ、「この争議は業界のイメージダウンになる。何とかならないのか」との声があがり、具体的な動きがはじめてきた。他方、学生を送り出す高等学校の教職員組合も東京外語争議支援を決定し、学校分会レベルで取り組みも始まっている。このような流れの中で、私たちは、去る十一月二〇日、全国一般全国協議会をはじめ、地域の労働組合、首都圏の高教組の参加を得て、「支援共闘会議」を結成した。支援共闘会議をバネに、今後関係各機関への申し入れ等を通じて東京外語経営を政治的・経済的に包囲し、争議の早期解決、全員の職場復帰を勝ち取ってきたい。

### 秋期一年末 闘争の力を 96春闘へ

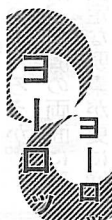
不二工機労働組合

私達の秋期一年末闘争は、個別の取り組みでスタートしましたが、相変わらず経営者のガードが固く、結果的には平行して闘争が進みました。秋期闘争の対経営者要求は、時短を中心に六項目の要求で、年末一時金闘争は三、八ヵ月(昨年同月数)でした。結果は、秋

期闘争では「財形貯蓄活用給付金・助成金制度」の導入、締結のみでありました。年末一時金闘争は、昨年比支給率でマイナス〇、〇一ヵ月、支給額でプラス二、三六八四円でした。栃木の地でも労働者が犠牲になった人減らし合理化が吹き荒れております。そういう中で一定の歯止めの闘いが出来たと思えます。地域闘争では、国労、JMIUレオン支部・由倉労組の地労委・中労委・地裁闘争を支え、十二月十五日越冬支援集会は、数えて十四回になるモ

ツッキ大会に変えて実地します。十二月一日から二日には対市要求の回答交渉も行い、九十八年度予算編成に向け、一人一項目の要求実現に向け交渉を行いました。地区労に結集する組合員・家族・友人・知人・OBなどによる第十九回地区労文化祭も、十一月二十八日から三十日まで実地し参加してきました。十一月二十七日労基法改悪阻止全国集会にも三名が参加し、秋期一年末闘争の力を九十八春闘に向けた努力をしてきました。

#### 連載



### ヨーロッパ パ労働運動攻勢開始告げる

遠藤書記長

九十七年ユーロマーチの成功。九十七年六月十四日、EU理事会がアムステルダムで開催された。マーストリヒト条約(EU統合のプロセス、とりわけ統一通貨発行に向けた条件整備)を点検し、更にそれを推し進めるアムステルダム条約を確認する為に開かれたこの理事会は、全ヨーロッパから結集した五万人を越える「反失業、不安定雇用反対、週三十二時間労働の即時実

現による雇用創出」を求めた。この行進を組織した中心メンバーと討論したいという希望がかなえられ、ベルギーのフランソワ・ベルカメン氏と会う事が出来た。彼は、「六月十四日の結果を自分達は三万五千人と発表したが、警察が五万人を集めた」と発表した。その成功が主催者の思惑を越えたものだった事を語ってくれた(つづく。次回はユーロマーチの成功)。

この行進を組織した中心メンバーと討論したいという希望がかなえられ、ベルギーのフランソワ・ベルカメン氏と会う事が出来た。彼は、「六月十四日の結果を自分達は三万五千人と発表したが、警察が五万人を集めた」と発表した。その成功が主催者の思惑を越えたものだった事を語ってくれた(つづく。次回はユーロマーチの成功)。

# 97年の総括と98年の課題

## 労働組合の存在位置

全国一般全国協 中央執行委員会

九十七年の情勢の大きな特徴は規制緩和の実態的進行と、新安保体制の強化であり、国会が総与党化状況の中でそれを後追ひする法的反動が一気に進んだことであろう。政府は年初には景気が緩やかに回復していると強弁していた。その中で行財政改革を断行することに「覚悟を決めて取り組む」ことを表明した。しかしその結果は大資本の利潤回復と北海道拓殖銀行、山一証券の倒産、中小零細企業の相次ぐ破産に見られる底なしの経済不安が日本全体を覆っている。九十七年は幕を閉じようとしているが、この趨勢は大資本を中心とした国際競争力の強化という名目・実はアジアを始めた第三世界の経済権益の争奪戦であるが、

が、この趨勢は第三世界の経済権益の争奪戦であるが、引き続き限り九十八年度も更に強まってくる。こうした状況は労働者に大きな困難を強要している。首切り合理化、倒産解雇は後を絶たず、失業率は三・五％という依然高い水準で推移し、労働者保護政策は後退を重ねている。消費税のアップから医療制度の改

悪、そして今労働基準法の抜本的改善が進行しようとしている。

私たち全国協はこの一年、未組織労働者の困窮の中で労働相談活動の力を注ぎ、各地で支部の拡大や東海インターユニオン、山口連帯ユニオン、熊本ユニオンなどの組織化を成功させてきた。また全国の仲間が統一して闘いを強めることによって、朝陽・CDE、ジオス、森住丸善闘争の勝利を実現することができた。労働者が困窮を泣き寝入りせず闘いを組織することによって、生活と権利を守ることとで争議に確実に勝利するという実践を大きく蓄積してきた。その観点は相次ぐ労働者保護政策の放棄を進める政府・財界・労働省の労働諸法制改悪攻撃に全国で反対闘争を組織し、十一月二七日、日比谷野音で開催された全国集会には全国協として三百名を越える全国からの仲間によって隊列を作って闘い抜くことができた。

は総与党体制の前に強制的土地とり上げが行われ、平新ガイドラインの締結という攻撃に対し、五・一五沖縄現地闘争への参加などに取り組んできた。また戦後補償の闘いは金裁判への署名活動などを取り組んだ。しかしこうした政府の攻撃の熾烈さに比して平和憲法を守り、反戦平和の闘いを沖縄・アジアの労働者と共に進めていくことが十分にできていくだろうか。

政治、経済の両面に亘って不安定な要素が更に増す中で、大資本の剥き出しの野望は来年にかけて更に強まってくる。私たち全国協は職場、地域で雇用形態を越えて団結を拡大し、闘いを強め、政府資本の攻撃に

対し改めて生活を守り、権利の拡大、反戦平和の闘いを強化し、労働組合の存在価値を示していかなければならない。そして未組織労働者を激励し、仲間の拡大を実現しよう。



**金裁判**

**棄却判決を許すな!**

長崎連帯支部

驚く程、陳腐で夢内容な判決理由であった。十二月二日長崎地裁は金氏の訴えに対し、一、旧三菱重工が「原告らを監視体制の下で半ば軟禁に近い状態にし、労働に従事させていたものであって、かかる行為は国民徴用令に基づく徴用でも許されない違法」「その限り旧三菱重工には不法行為責任があり損害賠償責任を負う」。また「未払い賃金五十円についても支払い債務を負う」。二、国が「原告に対して採った徴用手段は違法なものであった」

「また平戸小屋寮では海軍の兵員が原告ら徴用工の監視役をしていたから、ここでも公務員が違法をしていたことになる」事を認めたにもかかわらず(これらの点では従来の判決より一歩踏み込んではいない)、三、現三菱重工は旧三菱重工とは別会社でありその「債務

を継承していない」、四、国及び公務員の違法は「単なる私的な違法行為」ではなく「徴用目的のための手段」であったから国家無答責論(明治憲法の解釈)が妥当するとして、これを棄却した。三菱重工の別会社化も敗戦直後の四十六年制定法によるものである。一言で言えば判決が依拠したのは帝国憲法そのものであった。いつまでこうした時代錯誤が許されるのだろうか。長崎地裁の不当判決は逆にその命運が尽きはじめている事を示したのである。

各県代表者会議

九十八年一月十八日

第一部 各県代表者会議

第二部 全国協旗開き

第三部 森住丸善争議の勝利を祝う会

場所 港勤労福祉会館 (JR田町駅下車)